事業場の騒音対策に関する法令 (法律、政令、省令、告示)

1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 【抄】

(作業環境測定)

- 第六十五条 事業者は、<u>有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるもの</u>について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。
- 2 前項の規定による作業環境測定は、<u>厚生労働大臣の定める作業環境測定基準</u>に従って 行わなければならない。

3~5 (略)

2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)【抄】

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一~二 (略)

三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

四~十 (略)

3 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)【抄】

(有害原因の除去)

第五百七十六条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発散し、有害な 光線又は超音波にさらされ、<u>騒音</u>又は振動を発し、病原体によつて汚染される等有害な 作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の 改善等必要な措置を講じなければならない。

(騒音を発する場所の明示等)

第五百八十三条の二 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を 従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容 易に知ることができるよう、標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。

(騒音の伝ぱの防止)

第五百八十四条 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐ ため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。

- 第五百八十八条 <u>令第二十一条第三号の厚生労働省令で定める著しい騒音を発する屋内作</u> 業場は、次のとおりとする。
 - 一 鋲っ打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を 取り扱う業務を行なう屋内作業場
 - 二 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体 プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行 なう屋内作業場
 - 三 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
 - 四 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
 - 五 動力によりチエーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場
 - 六 ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
 - 七 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場
 - 八 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行なう屋内作業場
 - 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

(騒音の測定等)

- 第五百九十条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録して、 これを三年間保存しなければならない。
 - 一 測定日時
 - 二 測定方法
 - 三 測定箇所
 - 四 測定条件
 - 五 測定結果
 - 六 測定を実施した者の氏名
 - 七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
- 第五百九十一条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場の 施設若しくは設備を変更し、又は当該屋内作業場における作業工程若しくは作業方法を 変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による測定を行つた場合について準用する。

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務 に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。 2 事業者は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたとき は、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知 ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

(保護具の数等)

第五百九十六条 事業者は、前三条に規定する保護具については、同時に就業する労働者 の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(労働者の使用義務)

第五百九十七条 第五百九十三条から第五百九十五条までに規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

(専用の保護具等)

第五百九十八条 事業者は、保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

4 作業環境測定基準(昭和 51 年労働大臣告示第 46 号)【抄】

(騒音の測定)

- 第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場(労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 測定点は、単位作業場所の床面上に六メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上百二十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置(設備等があつて測定が著しく困難な場所を除く。)とすること。ただし、単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に六メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。
 - 二 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が五に満たないこととなる場合にあつても、測定点は、単位作業場所について五以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であつて、当該単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなときは、この限りでない。
 - 三 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前二号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。

- 四 測定は、次に定めるところによること。
 - イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、等価騒音レベルを測定できるものであること。
 - ロ 騒音計の周波数補正回路の A 特性で行うこと。
- 五 一の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、十分間以上の継続した時間とすること。